

魚津市告示第77号

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正
について

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（令和2年魚津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月12日

魚津市長 村椿 晃

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスに感染し、又は感染するおそれがあり、市民の健康、生命及び安全を確保する必要があるときに、新型コロナウイルス感染症に関する情報の共有化を図り、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施するため、魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。
別表を次のように改める。

企画総務部長
民生部長
産業建設部長
議会事務局長
教育委員会次長
総務課長
健康センター所長

附 則

この告示は、公表の日から施行する。